

# 宮城県離島航路補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、離島航路の維持及び改善を図り、もって離島住民の生活の安定と福祉の向上に寄与するため、離島航路事業を行う市町及び離島航路事業を営む者（以下「離島航路事業者」という。）に特別の助成を行う市町に対し、当該事業に要する経費について、予算の範囲内において離島航路補助金（以下「航路補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象航路等)

第2 航路補助金の交付対象となる航路は、次のとおりとする。

- (1) 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域又はこれに準ずる地域に係る航路であること。
- (2) 本土と前号の地域又は前号の地域相互間を連絡する航路であり、かつ、他に交通機関がないか又は他の交通機関によることが著しく不便であること。
- (3) 当該航路が陸上の国道又は都道府県道に相当する海上交通機能を有すること。
- (4) 当該航路において関係住民のほか、郵便物又は生活必需品及び主要物資等を輸送していること。
- (5) 当該航路に係る整備計画が当該航路の維持及び改善を図るため適切なものであってその実施が確実であり、かつ、当該航路の運航計画、運賃及び料金が当該整備計画に適合していると認められるものであること。
- (6) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号、以下「国庫補助要綱」という。）第35条の規定に基づく生活交通ネットワーク計画（当該計画に代えて策定された離島航路確保維持改善計画を含む。）の認定を受けていること。

(補助対象期間)

第3 補助対象期間は、航路補助金の交付を受けようとする会計年度の9月30日を末日とする1年間とする。

(離島航路補助金要望書の提出)

第4 航路補助金の交付を受けようとする市町は、補助金の交付を受けようとする会計年

度の前年度において、知事が指定する日までに、「離島航路補助金要望書」（別記様式第1号）を知事に提出しなければならない。

2 この要望書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 国庫補助要綱第33条第3項の規定による運航計画書，航路整備計画書，航路損益見込計算書，離島航路3カ年計画，離島住民運賃割引見込書（離島住民に対する旅客運賃の割引を行う予定がある場合に限る。）及びその他別に定める書類  
(航路損益計算書等の提出)

第5 航路補助金の交付を受けようとする市町は，航路ごとに，航路補助金の交付を受けようとする会計年度の11月30日までに，次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 国庫補助要綱第36条第2項の規定による離島住民運賃割引実績報告書（離島住民に対する旅客運賃の割引を実施した場合に限る。）
- (2) 国庫補助要綱第36条第2項第1号の規定による当該年度の運航計画書，航路整備計画書及び航路損益計算書
- (3) 国庫補助要綱第36条第2項第2号の規定による定款，最近の貸借対照表，営業報告書，利益金処分に関する書類又はこれらに相当するもの及びその他別に定める附属書類  
(交付対象経費及び補助金の額)

第6 航路補助金の交付対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）及び補助金の額は，別表に掲げるとおりとする。

2 純損失額は，次に定める方法により査定した額とする。

- (1) 費目の計上方法が補助航路会計処理規定（昭和25年海輸第149号）に適合していないときは，これに適合させる。
- (2) 認可を受けた運賃の上限（省令で定める上限を設定する運賃以外の運賃又は料金については，届出制移行時点の運賃又は料金等を参考として設定した運賃・料金をいう。以下同じ。）を下回る運賃による収受があったときは，収支改善が認められる場合等を除き認可を受けた運賃の上限と同額による収入があったものとする。また，届出のあった運賃又は料金を下回る運賃若しくは料金による収受があったときは，届出のあった運賃又は料金による収入があったものとする。
- (3) 当該期間中に補助航路選定基準に適合しなくなった場合，適合しなくなった日以後に発生した収入及び費用は，これを収入及び費用と認めない。

(交付の申請)

第7 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は別記様式第2号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

第8 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

(1) 離島航路事業に対する市町助成に係る予算議決証明（予算が議決されていない場合は同予算確約書）

(2) 国庫補助要綱第36条第2項の規定による航路損益計算書及び離島住民運賃割引実績報告書（離島住民に対する旅客運賃の割引を実施した場合に限る。）

（交付の条件）

第9 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、別記様式第3号により知事の承認を受けること。

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

（実績報告）

第10 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、別記様式第4号によるものとする。

2 規則第12条第1項の規定により補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

(1) 離島航路事業者に対する市町助成に係る収支精算書（別記様式第5号）

(2) 離島航路事業者に対する補助金等交付指令書の写し

（補助金の交付方法）

第11 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。

（書類の提出部数）

第12 この要綱により知事に提出する書類の部数は、各1部とする。

（運航維持に関する指示）

第13 県は、航路補助金の交付を受ける市町及び離島航路事業者に対し、離島航路の維持改善を図るために必要な指示をすることができる。

附 則

1 この要綱は、昭和58年10月13日から施行し、昭和58年度予算に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成2年3月30日から施行し、平成2年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成5年2月17日から施行し、平成4年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。
- 3 平成3年度補助に係るこの要綱に基づく補助額からこれまでの要綱に基づく補助額を差し引いた額についての平成4年度予算による交付については、第22の補助額に加算して行うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成7年3月27日から施行し、平成6年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年2月25日から施行し、平成11年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年9月27日から施行し、平成12年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年2月26日から施行し、平成13年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年3月29日から施行し、平成17年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年3月24日から施行し、平成17年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年3月29日から施行し、平成21年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年3月19日から施行し、平成23年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。
- 3 この要綱の施行の際、現に離島航路整備法施行規則（昭和27年運輸省令第71号）第2条の規定により平成23年度国庫補助航路として通知されている離島航路事業については、平成23年度に限り、第2の規定による補助対象航路とみなしてこの要綱の規定を適用する。この場合において、補助対象事業者、交付対象経費及び補助金の額は、第5の規定にかかわらず、国庫補助要綱別表16及び別表17の定めるところによる。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年5月31日から施行し、平成25年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月15日から施行し、平成27年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年5月1日から施行し、令和元年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

## 別表

交付対象経費	補助金額算出方法	補助限度額
<p>(運営費補助) 国庫補助要綱別表18の規定により算出された実績欠損額から国庫補助要綱第31条第1項の規定により算出した金額(運営費補助に係る分に限る。)を差し引いた額(市町が離島航路事業者に助成した額又は市町の一般会計から離島航路事業に係る特別会計に繰り入れた額の範囲内の額に限る。)</p>	<p>次に掲げる交付対象経費の区分に応じ、当該交付対象経費の額にそれぞれ次に掲げる率を乗じて得た額を合計した額(小数点第1位以下切り捨て)</p> <p>1 交付対象経費のうち40,000千円以下の部分について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる率を乗じて得た額(小数点第1位以下切り捨て)</p> <p>(1) 国庫補助要綱第31条第1項の規定により算出した金額(運営費補助に係る分に限る。)÷国庫補助要綱別表18の規定により算出された実績欠損額(小数点第3位以下切り捨て。以下「国庫補填率」という。)が0.8以上の場合 0.8</p> <p>(2) 国庫補填率が0.8未満の場合 国庫補填率</p> <p>2 交付対象経費のうち、40,000千円を超える部分について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる率を乗じて得た額(小数点第1位以下切り捨て)</p> <p>(1) 国庫補填率が0.4以上の場合 0.4</p> <p>(2) 国庫補填率が0.4未満の場合 国庫補填率</p>	<p>一事業者当たり 40,000千円</p>
<p>(離島住民運賃割引補助) 市町が離島航路事業者に対し、国庫補助要綱第30条第3項の規定による離島住民に対する旅客運賃割引額から国庫補助要綱第31条第1項の規定により算出した金額を差し引いた額の助成に要した経費</p>	<p>交付対象経費に0.8を乗じて得た額(小数点第1位以下切り捨て)</p>	<p>国庫補助要綱第31条第1項の規定により算出した金額</p>